

報告・協議 3

「広島県特別支援教育ビジョン」改訂骨子（案）について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和元年6月14日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

「広島県特別支援教育ビジョン」改訂骨子（案）について

〔 令和元年6月14日  
特別支援教育課 〕

1 趣旨

平成20年7月に策定した「広島県特別支援教育ビジョン」（以下「現行ビジョン」という。）について、これまでの成果・課題や社会情勢の変化に対応した改訂を行う。

2 理念と目指す姿

現行ビジョンの理念及び理念に掲げる目指す姿を継承する。

**【理念】**  
 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そのもてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものです。  
 また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする生徒等が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものです。  
 さらに、特別支援教育は、障害のある生徒等への教育にとどまらず、「障害の有無にかかわらず、県民一人一人が相互に人格と個性を尊重して支えあう共生社会の実現」の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。  
 こうした考え方は、障害の有無にかかわらず、生徒等の確かな学力の向上や豊かな心の育成、さらには、現在の学校教育が抱えているいじめや不登校等を含めた様々な課題の解決にも大いに役立つものと考えます。

目指す姿は、この理念に掲げている教育（理念の下線部分）を全ての学校において行うことにより、生徒等の自立や社会参加が図られている状態である。

3 施策体系

これまでの成果・課題及び社会情勢の変化を踏まえ、現行ビジョンと同じ3つの柱に基づき、次のとおり整理する。

現行ビジョン	改訂ビジョン
<p>1 支援体制の整備 ・校内体制の整備（幼稚園、高校を重点的に整備）</p>	<p>1 支援体制の整備 ・多様な学びの場の充実 ・関係機関等との連携・協働</p>
<p>2 教員の専門性の向上</p>	<p>2 教員の専門性の向上 ・学びの場に応じた取組</p>
<p>3 特別支援学校における教育の充実                      (1)障害の種別・程度に応じた専門的な指導の充実                       ・重複障害のある生徒等に対する指導の充実                      (2)県立特別支援学校の再編整備                      ・複数の障害種別に対応した特別支援学校に再編                      ・高等特別支援学校の設置を検討</p>	<p>3 特別支援学校における教育の充実                      (1)障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実等                      ・ICT機器の活用等の充実                      ・生涯学習への意欲の向上                      ・重複障害のある生徒等や医療的ケアの必要な生徒等に対する指導の充実                      (2)県立特別支援学校の再編整備                      ・知的障害児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備                      ・職業教育の一層の充実を図るため、職業コースの拡充など、今後の特別支援学校の在り方について検討</p>

4 スケジュール

区分	H30.8	10	11	12	H31.1	2	3	4	R元	5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	
改訂作業		骨子案													パブリック編				改訂
有識者会議	①	②					③						④				⑤		

①…有識者会議の回数

# 「広島県特別支援教育ビジョン」(改訂版)の骨子(案)

## 1 趣旨

広島県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒(以下「生徒等」という。)一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、平成20年7月に特別支援教育の理念や方針、取り組む内容などを総合的にまとめた『広島県特別支援教育ビジョン』(以下「現行ビジョン」という。)を策定した。

現行ビジョンについて、これまでの成果・課題や学習指導要領の改訂等、社会情勢の変化に対応した改訂を行う。

## 2 現行ビジョンの振り返り(○:成果, ●:課題, ◇:社会情勢の変化等)

### (1) 支援体制の整備

- 体制整備が遅れていた公立幼及び公立高における校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が100%となった。
- また、個別の教育支援計画や個別の指導計画(以下「個別の計画」という。)の指標としていた「特別な支援を必要とする生徒等の在籍校において、一つ以上作成している学校の割合」が向上し、個別の指導計画では目標数値をほぼ達成した。
- 「個別の計画」の指標の次の段階としては、支援が必要な生徒等全員への作成を目指す必要がある。
- ◇ 多様な教育的ニーズに対応できる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの「学びの場」の充実と接続が求められている。

### (2) 教員の専門性の向上

- 特別支援学校教諭の免許状保有率については、在籍校の障害種別二種に優先的に取り組んだ結果、その保有率は向上したが、大量退職や人事異動等のため、目標に達していない。
- 特別支援学級担任等については、担任交代が早い、臨時的任用者が多いなどのため、特別支援学校教諭免許状保有率が目標に達していない上、専門性の蓄積が難しい状況がある。

### (3) 特別支援学校における教育の充実

- 高等部普通科職業コースの設置、職業教育の充実により、高等部卒業者の就職率は目標を達成している。
- 複数の障害種別に対応する特別支援学校の設置等の再編を行った。
- 知的障害のある児童生徒が増加傾向にあり、教室が不足していることから、教室の分割や特別教室の転用などで対応しており、適切な学習環境の整備が必要である。

## 3 特別支援教育を取り巻く情勢の変化

平成23年8月 障害者基本法の改正

平成24年7月 中教審初等中等教育分科会報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

平成25年9月 改正学校教育法施行令の施行

「認定就学」制度廃止、総合的判断(本人、保護者の意向を可能な限り尊重)

平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」批准

障害に基づくあらゆる差別を禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進

平成28年4月 障害者差別解消法の施行

不当な「差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求める

平成29年4月 特別支援学校小・中学部の新学習指導要領告示(小学部は平成32年4月実施)

平成31年2月 特別支援学校高等部の新学習指導要領告示

#### 4 現行ビジョンの成果・課題、社会情勢の変化を踏まえた対応方針

※現行ビジョンの策定時の数値目標が平成29年度までであったことから、次期学習指導要領が実施となる平成32年度までの数値目標を設定し、施策を実施している。  
注 網掛け：平成29年度に目標値の90%を超えているもの

項目	基準値 (H19年度)		実績値 (H29年度)		目標値 (H32年度)		これまでの成果・課題及び社会情勢の変化	対応方針 (下線部は新たな取組)
校内委員会の設置状況	公立幼	75.3%	100.0% (31 園/41 園)	100.0%	100.0%	○ 校内委員会設置、特別支援教育コーディネーター指名の数値目標は達成し、基本的な体制はできた。	○ 特別支援教育について、保護者を含む県民に広く理解されるよう啓発・広報活動を行う。	
	公立高	11.0%	100.0% (80 校/80 校)	100.0%	○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画（以下「個別の計画」という。）を1つ以上作成した学校の割合が向上し、個別の指導計画では目標数値をほぼ達成した。			
特別支援教育コーディネーターの指名状況	公立幼	74.0%	100.0% (31 園/43 園)	100.0%	● 幼稚園・高等学校で個別の教育支援計画の作成率が低い要因として、特別支援教育に抵抗感のある保護者から必要な情報を得にくいことが考えられる。	○ 通常の学級での段階的な支援のモデルを示す。 ○ 個別の指導計画の簡易作成ツールの普及研修を行う。 ○ 個別の計画作成を一貫して支援できる特別支援学校のセンター的機能の活用促進を図る。 ○ 関係校等の連携会議等、接続の仕組みの構築。		
	公立高	8.8%	100.0% (80 校/80 校)	100.0%	● 個別の計画については次の段階として、支援が必要な幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）全員への作成を目指すこととし、そのためには、次のことも解決する必要があると考えている。 ・支援内容の多少や介入度に幅があり、作成対象を決定する際の判断が難しい。 ・作成対象が増加し、作成に時間がかかる。 ・生徒等の状態が多様化し実態把握が難しい。 ・設置者の異なる学校から情報を得にくい。			
個別の教育支援計画の作成状況 ※対象生徒等の在籍校における作成率	公立小	59.3%	99.1% (327 校/330 校)	100.0%	◇ 学校教育法施行規則の一部改正（H30.8.27）により、特別支援学級及び通級による指導においても個別の教育支援計画作成が必須となり、作成に当たり医療、福祉、保健、労働といった関係機関等との一層の連携が求められている。	○ 関係機関等との県レベルの連携体制の整備・強化、個別の計画を活用した連携・協働についての研修を行う。 ○ 一斉授業の中での配慮を行う通常の学級、集団での適応を念頭に個別の支援を行う通級による指導、個別の支援を行う特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの「学びの場」の充実のための研修・情報提供を行う。 ○ 障害のある生徒等と障害のない生徒等の交流及び共同学習の趣旨を踏まえ、多様性を尊重する心を育む取組の充実のため、研修を行う。 ○ 国の動向や県の方針を正確に伝えるとともに、特別支援教育に係る校内体制の充実に資するよう、管理職に対する研修・情報提供を充実させる。		
	公立中	47.6%	97.6% (163 校/167 校)	100.0%	◇ 新学習指導要領に示された、多様な教育的ニーズへの対応に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの「学びの場」の充実と接続が求められている。			
	公立高	3.3%	62.5% (50 校/80 校)	100.0%	◇ 授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、生きる力を身に付けられるようにするとともに、多様性を尊重する心を育む取組を進めるところが求められている。			
個別の指導計画の作成状況 ※対象生徒等の在籍校における作成率	公立幼	35.6%	100.0% (33 園/33 園)	100.0%	◇ 特別支援教育推進における校長のリーダーシップがますます重要である。	○ 特別支援教育推進における校長のリーダーシップがますます重要である。		
	公立中	67.9%	100.0% (167 校/167 校)	100.0%	○ 特別支援教育推進における校長のリーダーシップがますます重要である。			
公立高	3.3%	97.5% (78 校/80 校)	100.0%	100.0%				

支援体制の整備

項目	基準値 (H19年度)	実績値 (H29年度)	目標値 (H32年度)	これまでの成果・課題及び社会情勢の変化	対応方針 (下線部は新たな取組)
特別支援学校	在籍校の 障害種別 二種 72.8%	80.7% $\left[ \frac{836 \text{人}}{1,036 \text{人}} \right]$	100.0%	<p>[特別支援学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校の在籍校の障害種別二種免許状保有率向上に優先的に取り組んだ結果、その保有率は向上したが、教員の大量退職・採用、人事異動により目標に達していない。</li> </ul> <p>[特別支援学級]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校等の特別支援学級については、学級数の急増や交代が早いことによる免許未保有担任等の増加から目標に達していない。また、認定講習受講率が低い。</li> <li>● このほか、学級経営や障害特性に応じた指導等、特別支援学級に特化した研修の機会が少なく、担任交代が早い、臨時的任用者が多いことから、地域の中核となる経験豊富な担任が育ちにくく、専門性の蓄積が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免許法認定講習を、定員を増やして実施し、特別支援学校については引き続き採用後3年以内の取得を義務付けるとともに、人事異動にも対応できるように、複数障害種の免許取得を促進する。 また、単独で認定講習を実施している広島大学と連携し、受講機会を増やす。</li> <li>○ 教育事務所・市町教委と連携し、小・中学校等の管理職に特別支援学級、通級による指導の担任等の認定講習受講促進を啓発する。</li> <li>○ 特別支援学級担任のニーズに沿った認定講習の講座を新設する。</li> </ul>
小・中学校 特別支援学級	専修・一種 ・二種 31.6%	32.4% $\left[ \frac{385 \text{人}}{1,189 \text{人}} \right]$	60.0%	<p>[通級による指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校等における通級による指導については、実態把握や障害特性に応じた指導、担任との連携等、高い専門性を要する通級による指導に特化した研修の機会が少なく、専門性の蓄積が難しい。また、平成30年度から始まった高等学校における通級による指導についても、担当者の専門性向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学院・教員長期研修への派遣や地域の中核となる教員の育成に引き続き取り組むとともに、特別支援学級については教育課程や教科指導、学級経営等、通級による指導については自立活動の内容や校内での連携等、通常の学級については教科等の一斉指導における配慮や集団内での人間関係づくり等、それぞれの「学びの場」に応じた研修を行う。</li> </ul>
小・中学校 通級による指導	専修・一種 ・二種 68.9%	72.0% $\left[ \frac{72 \text{人}}{100 \text{人}} \right]$	80.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学びの場」によって必要な専門性や課題が異なり、通常の学級で特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加しているが、実態把握や指導に関する担任等の専門性が十分とは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学院・教員長期研修への派遣や地域の中核となる教員の育成に引き続き取り組むとともに、特別支援学級については教育課程や教科指導、学級経営等、通級による指導については自立活動の内容や校内での連携等、通常の学級については教科等の一斉指導における配慮や集団内での人間関係づくり等、それぞれの「学びの場」に応じた研修を行う。</li> </ul>
<p>※ 特別支援学校教諭免許状 専門性の高い順に専修、一種、二種の3種類があり、各障害種別に設定されている。人事異動の際、異動先学校の障害種別の免許状未保有の場合は取得が必要</p>					

教員の専門性の向上

項目	基準値 (H18年度)	実績値 (H29年度)	目標値 (H32年度)	これまでの成果・課題及び社会情勢の変化	対応方針 (下線部は新たな取組)
<p>県内特別支援学校 高等部卒業生就職率 (※就労継続支援A型事業所 を含む)</p> <p>【 参考 】 (※就労継続支援A型事業所 を含まない)</p>	<p>14.8%</p> <p>【14.8%】</p>	<p>41.1%</p> $\left[ \frac{176 \text{ 人}}{428 \text{ 人}} \right]$ <p>【35.0%】</p> $\left[ \frac{150 \text{ 人}}{428 \text{ 人}} \right]$	<p>40.0%</p>	<p>○ 高等部卒業生の就職率は目標を達成したが、就職希望者が増加しており、新規企業・業種の開拓、企業ニーズに対応するため、職業教育の充実を継続する必要がある。</p> <p>◇ 新学習指導要領において、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT機器の活用等、「障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実する」ことが示される。また、生涯学習への意欲を高めること、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することが示されている。 ICT活用に係る環境整備が不十分で、指導力のある教員の割合が低い状況がある。</p> <p>● 高度な医療的ケアが必要な生徒等が増加している。</p> <p>● 特別支援学校への小・中・高等学校等からの支援要請が増加している。</p>	<p>○ 技能検定の活用や、今後、キャリア発達を促す職業教育の充実を図るとともに、企業開拓を専任サポーターチームやサポーターチャーターの配置、就職サポーター隊ひろしま登録企業の増加に向けた啓発を行う。</p> <p>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けたカリキュラム・マネジメントを推進するとともに、ICT機器の活用好事例の普及のための研修や情報提供を行う。</p> <p>○ 生涯学習への意欲の向上や、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親むむことにつながるような指導について研修を行う。</p> <p>○ 重複障害のある生徒等とともに、医療的ケアが必要な生徒等への指導を充実させるため、医療的ケア実施体制を強化し、必要な看護士の配置、医療情報を生かすための担任等への研修や訪問指導を行う。</p> <p>○ センターの機能に専任で対応する職員の専門性向上のための研修、小・中学校等が活用する際の予算措置を行う。</p>
<p>特別支援学校における教育の充実</p>		<p>就職率は高等部の全卒業者に占める割合である。</p>			

項目

県立特別支援学校の  
再編整備

年度	再編整備等の内容
21	西条特別支援学校の就学区域を拡大(通学生を受入) 庄原特別支援学校三次・栗屋分級を廃止【年度末】 広島南特別支援学校高等部理容科及び同専攻科理容科を廃止【年度末】
22	尾道特別支援学校に知的障害(小学部・中学部)を設置 広島南特別支援学校高等部普通科の就学区域を全県一円化 広島南特別支援学校呉分校及び尾道特別支援学校の聴覚障害(高等部)を廃止【年度末】
24	三原特別支援学校しまなみ分級→尾道特別支援学校しまなみ分校へ 尾道特別支援学校に知的障害(高等部)を設置
25	福山北特別支援学校を自選高等学校跡地へ移転 広島南特別支援学校呉分校に知的障害(小学部・中学部)を設置
27	広島南特別支援学校呉分校→呉南特別支援学校として本校化及び知的障害(高等部)を設置
28	広島特別支援学校に知的障害(小学部・中学部・高等部)を設置
32	黒瀬特別支援学校安浦分級→黒瀬特別支援学校本校に統合 H32.4.1 予定

- 在籍者がいなくなった分級及び高等部専門学科の廃止、併設施設等の入所者以外の者の就学、就学区域の変更、複数の障害種別に対応する再編を行った。  
《平成 21 年度以降の再編整備の状況》

- 知的障害特別支援学校の在籍者数の増加による教室不足のため、やむを得ず、普通教室の分割や特別教室の普通教室への転用等を行っており、狭隘化の状況がある。

- ◇ 高等部普通科職業コースを設置し、設置校が県内特別支援学校の職業教育を牽引したことで就職率向上につながったが、今後、企業ニーズに応える教育内容を実施するためには、施設・設備の充実が必要との有識者意見がある。

- ◇ 他県においては専門学科設置も含めた職業教育充実のための多様な方策がとられており、本県においては、高等特別支援学校の設置に向けて具体的な検討を進めている。

これまでの成果・課題及び社会情勢の変化

対応方針  
(下線部は新たな取組)

- 知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備を図る。

- 職業コースにおけるこれまでの成果等を踏まえ、職業教育の一層の充実を図るため、職業コースの拡充や施設・設備の整備等、今後の特別支援学校の在り方について、他県の取組事例も参考にしながら、検討を進める。